JTCかわら版

VOL.147　　平成 29 年 4 月号

「世に生を得るは事を為すにあり」

北野　座右の銘

目次

・「世に生を得るは
　事を為すにあり」
　社内全体会議での
　北野の訓話より

・ＪＴＣ　Ｎｅｗｓ
　確定申告！

・書面添付制度について

・ＴＡＸ　Ｎｅｗｓ
　配偶者控除の見直しについて

・不動産あのね

税理士会の会報 2 月号にて、財務大臣による税理士懲戒処分があり、知り合いの税理士が処分の対象になっておりました。
部会の集まりにも来られ、お目にかかることも有りましたが、最近お見かけをすることが無くなりましたので、心配をしていた矢先の処分でした。
その方のお父様には大変可愛がって頂き、ゴルフも一緒にプレーをさせて頂いた思い出があります。
財務大臣による税理士懲戒処分の内容は、資格喪失。税理士法の第 45 条（脱税相談等をした場合の懲戒）と第 46 条（一般の懲戒）についての違反でした。この処分により税理士業務が行えなくなります。法律上は「税理士が」となっておりますが、税理士事務所で働く職員にも同様のことが言えます。
今一度、税理士法・会則等の読み直しを行い、綱紀の厳正な保持および業務の適正な遂行に努めて参りたいと思います。

※税理士法第 45 条（脱税相談等をした場合の懲戒）
財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第三十六条の規定に違反する行為をしたときは、二年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。
財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は二年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。
※税理士法第 46 条（一般の懲戒）
財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第三十三条の二第一項若しくは第二項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第四十四条に規定する懲戒処分をすることができる。

北野慎二

JTC News

確定申告！

本年も資料のご準備やご提供ありがとうございました。皆様のご協力により今年も無事に最終日を迎えることが出来ました。終えたばかりではございますが、平成 29 年分も何卒宜しくお願い致します。
（右の写真は打ち上げの様子です。）